

議事日程(第5号)

令和4年9月21日 午前10時00分開議

- 日程第1 認定第2号 令和3年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について
- 日程第2 議案第43号 令和3年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第3 認定第3号 令和3年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第4 認定第4号 令和3年度高鍋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について
- 日程第5 認定第5号 令和3年度高鍋町下水道事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第6 認定第6号 令和3年度高鍋町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算について
- 日程第7 認定第7号 令和3年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第8 認定第8号 令和3年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第9 認定第9号 令和3年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計歳入歳出決算について
- 日程第10 認定第10号 令和3年度高鍋町水道事業会計決算について
- 日程第11 議案第44号 高鍋町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第45号 高鍋町議会議員及び高鍋町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第46号 高鍋町税条例等の一部改正について
- 日程第14 議案第47号 高鍋町監査委員条例の一部改正について
- 日程第15 議案第48号 令和4年度高鍋町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第16 議案第49号 令和4年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第17 議案第50号 令和4年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第18 議案第51号 令和4年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算(第1号)
- 日程第19 議案第52号 令和4年度高鍋町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第20 議員派遣の件
- 日程第21 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について
- 日程第22 閉会中における議会運営委員会活動について
- 日程第23 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 認定第2号 令和3年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について
- 日程第2 議案第43号 令和3年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第3 認定第3号 令和3年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第4 認定第4号 令和3年度高鍋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について
- 日程第5 認定第5号 令和3年度高鍋町下水道事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第6 認定第6号 令和3年度高鍋町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算について
- 日程第7 認定第7号 令和3年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第8 認定第8号 令和3年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第9 認定第9号 令和3年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計歳入歳出決算について
- 日程第10 認定第10号 令和3年度高鍋町水道事業会計決算について
- 日程第11 議案第44号 高鍋町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第45号 高鍋町議会議員及び高鍋町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第46号 高鍋町税条例等の一部改正について
- 日程第14 議案第47号 高鍋町監査委員条例の一部改正について
- 日程第15 議案第48号 令和4年度高鍋町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第16 議案第49号 令和4年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第50号 令和4年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第51号 令和4年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第52号 令和4年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議員派遣の件
- 日程第21 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について
- 日程第22 閉会中における議会運営委員会活動について
- 日程第23 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

出席議員（14名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 田中 義基君 | 2番 永友 良和君 |
| 3番 八代 輝幸君 | 5番 松岡 信博君 |
| 6番 青木 善明君 | 7番 黒木 博行君 |
| 8番 黒木 正建君 | 10番 古川 誠君 |

11番 中村 末子君
13番 日高 正則君
15番 後藤 正弘君

12番 春成 勇君
14番 杉尾 浩一君
16番 緒方 直樹君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 徳永 恵子君 事務局長補佐 井戸川 隆君
議事調査係長 橋本 由香君

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 黒木 敏之君 教育長 …………… 島埜内 遵君
農業委員会会長 …………… 坂本 弘志君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長 …………… 野中 康弘君
財政経営課長 …………… 飯干 雄司君 建設管理課長 …………… 吉田 聖彦君
農業政策課長 …………… 濱本 明俊君 農業委員会事務局長 …… 杉 英樹君
地域政策課長 …………… 日高 茂利君
会計管理者兼会計課長 …………… 鳥井 和昭君
町民生活課長 …………… 鳥取 和弘君 健康保険課長 …………… 山下 美穂君
福祉課長 …………… 杉田 将也君 税務課長 …………… 宮越 信義君
上下水道課長 …………… 渡部 忠士君 教育総務課長 …………… 横山 英二君
社会教育課長 …………… 岩佐 康司君

午前10時00分開議

○議長（緒方 直樹） おはようございます。只今から本日の会議を開きます。

日程第1. 認定第2号

○議長（緒方 直樹） 日程第1、認定第2号令和3年度高鍋町一般会計歳入歳出決算についてを議題といたします。

本件は、一般会計決算審査及び特別会計等決算審査並びに特別会計予算審査特別委員会に付託されておりましたので、特別委員会委員長の議案審査結果報告を求めます。委員長、後藤正弘議員。

○一般会計決算審査及び特別会計等決算審査並びに特別会計予算審査特別委員会委員長（後藤 正弘君） おはようございます。始めたいと思います。

令和4年第3回高鍋町議会定例会において、一般会計及び特別会計等決算並びに特別会計予算審査特別委員会に付託されました、認定第2号令和3年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について、御報告いたします。

審査の日程は9月8日から15日の7日間、審査は第1会議室にて行い、議長及び議選監査を除く12名の委員出席の下、執行当局に関係課長、各担当職員の出席を求め、本案に対する詳細説明を求め、慎重審議を行いました。

なお、成果報告書及び説明資料等で詳細説明を受け、委員より質疑が数多くありましたが、その一部を報告することとし、その旨、御了承、御理解をお願いいたします。

初めに、財政経営課です。

歳入ですが、前年比と比較して5.4%の減、令和2年度は全町民へ1人当たり10万円を交付した特別定額給付金事業があり、令和3年度はその反動減により、国庫支出金が30.1%減少したことが大きく影響している。また、令和3年度は、普通交付税が国の臨時経済対策により追加交付されており、令和2年度より33.4%の増となっている。

依存財源と自主財源の割合については、依存財源である地方交付税の歳入全体に占める割合が5.4ポイント上昇したこともあり、自主財源比率は前年度より0.8ポイント減の38%となっている。

次に、歳出については、前年度より7%減少し、目的別に分類すると、総務費が特別定額給付金の反動減等により20.6%の減、民生費が子育て世帯及び住民税非課税世帯等に対する特別給付金により19.5%の増、衛生費が新型コロナウイルスワクチン接種費用などにより21.2%の増。

次に、性質別に分類すると、扶助費が新型コロナウイルス接種等により34%増、公債費が道路整備事業の町債の償還により6.9%の増となるなど、義務的経費が17.7%増となり、歳出全体に占める割合は、令和2年度の34%から令和3年度43%に増加している。

また、投資的経費については、防衛施設周辺道路改修事業総合体育館大規模改修工事、図書館老朽化事業等により19.2%の増となり、歳出全体に占める割合は、令和2年度8.6%から令和3年度は11%と増加、決算収支の状況としては、単年度収支が2年ぶりに黒字となっており、財政調整基金積立金が3億1,832万5,000円増、財政調整基金取崩額2億6,488万7,000円の減となり、基金積立て、取崩しの影響を除いた実質単年度収支もプラス5億6,652万円と3年ぶりに黒字決算となるなど改善している。今後とも事業の緊急性、優先度を見極めながら、財政経営に努めていく。

以上、詳細説明を受け、質疑に入り、委員より、歳入で商工会館の土地の貸付料はの問いに、固定資産税相当額で12万2,026円との答弁、委員より、施設利用協力事業は、職員が判断して購入したものかの問いに、職員の希望により購入の答弁でした。

次に、地域政策課です。

歳入で、特徴的なものは、総務施設使用料では、オリンピック聖火リレーメモリアル自

動販売機3台分設置などに伴う町有地施設の使用料収入、商工施設使用料では、めいりん公園に隣接するRVパークの使用料収入、保健体育施設使用料では、オリンピック聖火リレーメモリアル自動販売機1台分設置に係る体育館敷地の使用料収入で、対象物が町総合体育館の敷地内に設置してあるため、令和3年度決算から計上科目を修正。

総務管理費補助金では、地域交通機関運行維持対策補助金は、廃止路線代替バス3路線4系統の運行欠損額に対し補助があったもの、また、移住定住促進支援事業補助金は、移住定住促進事業に係る経費に対する県補助金2分の1。

地方創生推進交付金は、県外から本町への移住があった場合に助成制度の対象となる移住者へ交付する高鍋町移住支援補助金に対する県負担の宮崎県ひなた暮らし実現応援事業補助金4分の3で、令和3年度は各1組の交付実績があったことから県補助金を受け入れ。

県市町村人口問題対策連携事業補助金は、県と連携して人口減少の課題解消等に取り組む人口減少対策モデル市町村に対して、10分の10補助があったもの。

未来へ駆ける市町村地域づくり総合支援事業補助金は、複数の市町村が共同で実施する地域の特性を生かした取組に対する補助で、高鍋高校、高鍋農業高校とで連携して、地域一貫の人材育成に取り組む児湯学友団コンソーシアムプロジェクトが当該支援事業に採択、補助率3分の2。

移住者向け空き家利用・活用促進支援事業補助金は、空き家活用による移住定住促進事業に対する補助率2分の1。

市町村交通事業者支援事業補助金は、コロナ禍で厳しい経営状況が続く公共交通事業者などを対象とした市町村の支援事業に対する定額補助。

商工費補助金では、感染症対策時間短縮要請協力事業補助金は、令和3年度中に発生した新型コロナウイルス感染症拡大の第5波及び第6波において、県により実施された飲食店への営業短縮要請に伴う協力事業に対し、10分の9の補助。

宮崎応援消費活性化事業補助金は、新型コロナウイルス感染症に対する消費喚起策として実施した高鍋プレミアム付商品券発行事業に対し、2分の1の補助。

キャッシュレス版地域内経済循環支援事業補助金は、新型コロナウイルス感染症に関する消費喚起とともに、支払いでの感染予防対策にも効果が見込まれるキャッシュレス決済の普及を目的に実施した高鍋町キャッシュレスポイント還元事業に対し、2分の1の補助。

歳出での主な事業では、広報たかなべ発行業務更新事業で、従来の広報たかなべ紙面を一新し、より読みたくなる広報紙とするため、企画提案や構成、紙面デザインと印刷、製本、仕分などの業務を一括して委託する体制に転換したことに合わせて、職員による現地取材等を強化し、広報内容の拡充を図った。令和3年9月から新しい紙面となり、令和3年度下期に4回発行したが、発行月に読者から問合せを頂いたり、有料広告の申込みが増えたりといった反響や効果も感じられるようになった。

広報番組放送事業では、町外に向けた本町の魅力発信や町外から本町に人を呼び込むことを目的として、MR T宮崎放送の番組内で町の情報紹介を行った。また、九州・沖縄

7局ネットで放送されるラジオ番組やテレビCMでイベント情報を放映するなど、年間を通じて県内や九州管内に向けて町の情報を発信した。

高鍋町求人サイトみちはた運営事業では、高鍋町独自の求人サイトを運営し、主に移住希望者を対象に、インターネットを介して高鍋町での仕事に関する情報提供を行い、移住定住の促進を図るとともに、町内企業等の情報を幅広く発信し、企業の人材確保に寄与する事業を展開。

そのほか自治体新電力推進事業、商工総務費、商工業振興費、観光費の説明及び主な事業の詳細説明を受け、質疑に入り、委員より、児湯コンソーシアムのプロジェクトは始まっているが、未来の計画はできているのかの問いに、プロジェクトは昨年からスタートしたところで、一番の根幹は地域での人材育成というところに主軸を置いて、高鍋町だけではなく児湯郡内の中学生、高校生に向けて、地域教育というところで地域との関わり合いを重視し、また、学生間のつながりを深めていくためのプロジェクトとの答弁。

委員より、駅舎改修について、JR九州及び関係者と協議を重ね、とあるが、具体的にどのような方と協議を進めているのかの問いに、NTT、郵便局、九電、駅利用者、蚊口地区役員の方との答弁。

次に、農業政策課です。

歳入で特徴的なものは、国産農林水産物等販売促進緊急対策事業補助金で、学校給食の食材供給に対する補助金で、補助率は10分の10となっている。

また、経営安定対策推進事業費補助金が全額補助、分担金及び負担金の農業費分担金の基幹水利分担金、尾鈴地区県営事業分担金、農業費補助金欄での農村整備経営分で多面的機能支払交付金、県単独土地改良事業補助金、農業水路等長寿命化・防災減災事業補助金等の詳細説明を受け、歳出の農業総務費では、農業政策課の人件費に係るものが99.7%。

農業振興費では、農業生産基盤の維持拡大、競争力強化に関する経費、新生産調整対策事業費では、米の生産調整費用と稲発酵飼料のラップ材及び米の生産調整に係る事務的経費の支出。

畜産業費では、令和2年度に比べると職員手当が240万円の減額、これは令和2年度については、鳥インフルエンザの対応を行ったことにより、職員の時間外手当としての人件費が減、令和3年度については、鳥インフルエンザの発生がなかった。負担金補助及び交付金については、約260万円の減額となっていますが、これはアフリカ豚熱等緊急総合対策事業が終了したことによる減額。

農村施設費では、防災ダムをはじめ、農産物加工施設、高鍋温泉の源泉施設、農村公園など、農業政策課管理分の施設管理費用に支出。令和2年度と比べると全体で128万円の減。主な要因は、各施設に関する工事が令和3年度にはなかった。また、県営防災ダム事業費の負担が昨年度より少なかったことにもよるもの。温泉源泉施設については、老朽化が進んでいることから改修の基本計画を作成いたしました。この基本計画を踏まえて、現在実施設計を行っている。

農政企画費では、令和2年と比べると約550万円の減額。主な要因としては、農業次世代人材投資事業の減額、新型コロナ対策事業として、令和2年度において販売イベントを行っていますが、令和3年度は実施されなかったことによるもの。

林業総務費では、有害鳥獣駆除に係る費用、森林管理に係る費用。

林業振興費では、蚊口等の松くい虫の防除や枯れ松の対応に関する費用の支出。

水産業振興費、農業用災害復旧費等の詳細説明を受け、質疑に入り、委員より、みやざきブランド育成の成果についての問いに、みやざきエコピーマンの更新審査のための研修会の開催、衛生管理体制の強化のための非接触式サーモカメラ、非接触アルコール消毒器の整備の支援、以上の取組により、児湯管内生産者のGAPの取組の推進、農産物の食品安全の確保や資材や農薬などの管理体制の向上を図ることができたとの答弁。

次は、町民生活課です。

町民生活課は、戸籍住民・年金係と環境保全係との2つの事業の決算となり、歳入の戸籍住民・年金係については、各種証明を発行する際の手数料、特定の事務に係る経費で国や県から交付されているもので、マイナンバーカード交付に伴う費用、個人番号カード交付事務費補助金、外国人の住民登録事務に関する事務委託金等です。

歳出については、戸籍住民基本台帳に係るもので、主なものはマイナンバーカード作成を行うために設立された地方公共団体情報システム機構、J-LISへのカード作成に係る費用の負担金補助及び交付金などでの支払いで、昨年度と比較して831万5,386円の減となっており、令和2年度にデジタル手続法に係るシステム改修委託が実施されたことが要因。

次に、国民年金事務費では、令和2年度には、会計年度任用職員報酬に繁忙期のみの1名分が含まれたこと、また、システム改修委託であったことが減額の要因です。

次に、環境保全係です。

歳入では、衛生使用料は、唐木戸霊園の使用料で、区画募集を行い、3区画申込みがあった。また、衛生手数料は、前年度と比較して188万4,490円の増、増額の理由としては、ごみ処理手数料の増によるものとの説明。

歳出については、環境衛生費では、前年と比較して36万7,229円の減、減額の理由としては、令和2年度は唐木戸霊園整備改良工事を行ったことが原因。

次に、塵芥処理費、一般廃棄物の処理に係る費用で、前年度と比較して3,698万349円の減、減額の理由として、令和2年度までは西都児湯環境整備事務組合負担金のうち、エコクリーンプラザ分担金について、売電量が過年度精算金として返還していましたが、令和3年度よりあらかじめの負担金から差し引かれた額となったことや、エコクリーンプラザみやざき建設時の償還分の公債費が終了したことが要因。次に、最終処分場で、前年度と比較して234万478円の増、増額の主な要因としては、最終処分に係る修繕及び機器取替工事を実施したため。

以上、詳細説明を受け、質疑に入り、委員より、マイナンバーカード登録件数は上がっ

ているようだが、健康保険証として使える病院が少ないことやポイント付与についても分かりにくいので、一元性を持たないと住民の不満の声が出ていると思うが、どのように対応してきたのかとの問いに、マイナンバーカードに係る業務としては、申請補助及びカード交付、住民異動に伴うカード券面事項の記載になります。マイナンバーカードにつきましては、現在、町内の一部の病院においても健康保険証として使えたり、近い将来はタスポカードとしての利用や運転免許証として利用可能となるようです。また、医師会や病院への働きかけについては、国のほうから医師会を通じて各病院へ働きかけているとの答弁。

次は、建設管理課です。

建設管理課関係部分の歳入については、特徴的なものとしては、住宅使用料では、現年度分の収納率については100%。

次に、国庫負担金の災害復旧費国庫負担金です。公共土木施設災害復旧費負担金は、令和3年度及び令和2年度分の災害復旧に伴う国庫負担金です。土木費国庫補助金、社会資本整備総合交付金事業、防衛施設周辺道路改修等事業、次に、都市計画補助金は、舞鶴公園の整備に係る補助。

国庫支出金、委託金では、国が管理している小丸川、宮田川に設置されている水門等の委託金11水門と1陸閘分。

県支出金の土木委託金です。県が管理している宮田川、切原川に設置している水門の操作委託金で9水門。

次に、寄附金の土木寄附金は、高鍋信用金庫よりしんきん通りの街路樹改修工事として寄附金。

次に、粗大金属の引取り料、遅延損害金及び住宅災害見舞金です。

次に、歳出で主なものは、商工費の自動車等駐車場費で、駐車場システム借上料。次に、建築費の役務費は、各種手数料のほか緊急安全措置として空き家の解体を行った。次に、新型コロナウイルス感染症対策の役務費は、国土交通省の光ファイバー網に接続し、ウェブ会議や監視カメラを視聴することができるケーブル配線工事手数料。

次に、道路維持の工事請負費については、側溝の補修やしゅんせつ、舗装の補修工事を行っており、町道8路線。次に、道路橋梁費の道路新設改良費で、町単独道路改良費の工事請負で、中川池（2）線外6路線の道路改良工事の継続、社会資本整備総合交付金では、工事請負費の東光寺・鬼ヶ久保、天神鶴・茂広毛平付線、小丸出口・正ヶ井手線の道路改良及び橋梁の補修工事を実施しており、令和2年度からは繰越分現年度分です。

次に、公有財産購入費では、天神鶴・茂広毛平付線と東光寺・鬼ヶ久保線の購入費、また補償補填及び賠償金の補償金で、東光寺・鬼ヶ久保線の建物の補償、防衛施設周辺道路改修等事業費の工事請負費で令和2年、令和3年度の継続により施工した。神祭野坂の改良工事の令和3年度の工事請負費。次に、公園建設費の委託料、国の補助により舞鶴公園の改修設計等業務委託を発注しているもので、令和2年度から繰越分。

以上説明があり、質疑に入り、委員より、駅前駐輪場、駐車場の運営に関して、費用効

果はどうなっているのか。また、放置自転車についてどのように対処してきたのかとの問いに、昨年度の駐車場使用料400万円の収入、放置自転車については、1年間保管し、所有者が現れない場合は鉄くずとして処分しているとの答弁。

次に、税務課です。

令和2年度の町全体の歳入については、固定資産税が土地価格の下落等により減収となり、個人・法人町民税、軽自動車税及びたばこ税が前年度と比較し増になったため、調定額が前年度と比較して2.5%の増、収入済額が前年度と比較して3.1%の増収、収納率については、滞納繰越額を含めた町全体で0.53%の増で、ここ数年はほぼ横ばい状態。

歳出については、総務費の税務総務費で、主に確定申告時期の事務補助職員等の人件費、租税教育推進協議会等の負担など、一般的な税務事務に関する経費を支出、前年度と比較すると増となっており、会計年度任用職員の報酬、期末手当の増が主な要因。

次に、賦課徴収費で、主に町税の賦課徴収に係る経費で、事務補助職員の人件費、税の算定に必要な各種業務委託やシステムのリース料、町税の収納及び滞納処分に係る各種手数料、システム保守委託やリース料を支出している。前年度と比較して減となっており、申告支援システム変更による各種委託の減、固定資産評価業務委託が3か年の初年度で業務量が少ないこと等による委託料の減少が主な要因。

以上、詳細説明を受け、質疑に入り、委員より、徴収業務における成果の問いに、早期の催告、早期の財産調査を行い、新たな滞納を増やさないことを目指しているとの答弁。

次に、農業委員会です。

農業政策課と連携し、農地中間管理事業を実施、令和3年度も昨年度に引き続き、期間満了に伴う農地利用集積円滑化事業からの切替えを行うとともに、新たな契約の締結に努め、農地中間管理事業を含めた農業経営基盤強化促進法の利用権設定の実績は117件、312筆、62.5ヘクタール、実績を上げることができました。

この主な要因は、令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策による国の高収益作物次期作支援交付金を農家が申請に当たり農地台帳提出が必要となったことで、相対から農業委員会を通じての利用権設定が増えたためと考えられる。今後、栲瀬地区の経営体基盤整備事業が進んでいけば、農地中間管理事業を含めた農業経営基盤強化促進法の利用権設定の実績は急激に増えるものと予想される。

また、農地法により守るべき農地を明確化するため、令和3年度は農業委員、農地利用最適化推進委員、農地相談員と連携して、現地調査及び総会にて審議を行い、78筆、約3.3ヘクタールの非農地判断を実施することができた。

毎年9月に実施している町内全域の農地利用状況調査については、農業委員や農地利用最適化推進委員が、常に日頃から自分の担当地域は把握できているとは思われますが、見落としや判断に苦慮しているところなどを改めて見ることで農地の最適化を図っている。

以上、詳細説明を受け質疑に入り、委員より、女性の農業委員さんの数は何人で、どのような発信ができてきているのかとの問いに、高鍋町では女性1名、年齢が若くなっている関

係で、活発な意見交換とか他町の女性委員さんとの意見交換もされている。令和3年度は五ヶ瀬のほうで研修があり、情報交換などをされたとの答弁。

次に、総務課、選挙管理委員会です。

まず初めに、歳入について、令和3年度、令和2年度の比較は20億6,553万6,470円の減、要因については、令和2年度は新型コロナウイルス感染症に伴う緊急経済対策として、給付対象者に10万円が支給される特別定額給付金給付事業が実施され、国庫補助金として定額給付金給付補助金の収入があったため。

次に、交通安全対策特別交付金で、この交付金は、交通反則通告制度に基づき納付されている反則金収入を原資とし配分され、地方公共団体が単独で行う道路交通安全施設整備事業に充てられる。

次に、総務費国庫補助金で、社会保障税番号制度システム整備費補助金、次に、消費者行政強化交付金事業補助金、総務費県委託金で、衆議院議員選挙委託金、雑入では、交通安全用品等整備助成事業助成金。

歳出については、行政係です。弁護士弁護委託料、ウェブ会議システム導入。

次に、人事係です。会計年度任用職員報酬、育児休業代替職員の増などにより増となった。職員自主研究グループ活動助成。

次に生活安全係です。交通安全用品整備助成事業。

次に、選挙管理委員会です。衆議院議員総選挙管理執行経費。

以上、詳細説明を受け、質疑に入り、委員より、犯罪被害者支援センター負担金があるが、支援が行われた事例はあったのかの問いに、みやざき被害者支援センターというところがあり、業務としては、犯罪に遭われた方やその御家庭の方に対する支援事業で、主に電話相談や病院などの付添い、状況によっては専門家を入れたカウンセリングなどの支援。令和3年度の相談件数は537件との答弁。

次に、上下水道課です。

成果報告では、合併処理浄化槽設置整備事業については、下水道事業認可区域外の地域における合併処理浄化槽の設置者に対し、工事の一部補助をするもので、令和3年度は5人槽19基、7人槽4基、単独槽撤去が2基で、この事業に取り組むことで、生活環境の改善、公共用水域の保全が図られたとの報告を受け、歳入では、国庫補助金合併処理浄化槽設置整備費補助金として、この国庫補助金については、令和2年度から6年度までの5年間の中での年度ごとの設置基数に応じて調整するもの。県補助金、合併処理浄化槽設置整備費補助金、県補助金については、対象設置基数は事業費の4分の1に財政力補正係数を除した額となっている。

次は、歳出です。環境衛生費負担金補助及び交付金、宮崎県浄化槽普及促進協議会負担金、くみ取り便槽や単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換を行ったものに対する補助金、次に、都市下水路役務費については、都市下水路管理手数料で、上江及び萩原地区の都市下水路のしゅんせつ作業によるもの。工事請負費の都市下水しゅんせつ工事には、上

江都市下水路の雑木伐採工事、公共下水道の繰出金 2 億 4 6 3 万 8, 0 0 0 円は、公共下水道特別会計への繰出金。

以上、詳細説明を受け、委員より、合併浄化槽と下水道とのコストについての比較の問いに、合併処理浄化槽の年間の維持管理費は約 4 万 7, 0 0 0 円で、下水道を同じ程度使用した場合は 2 か月 6 0 トンの水道を使った場合、同じ金額となるとの答弁。

次に、健康保険課です。

まず、初めに歳入については、社会福祉負担金は、養護老人ホームの入所から収入に応じた費用を徴収。次に使用料ですが、民生使用料として、高齢者多世代交流拠点施設の使用料であり、ふあむ・ふあーむへの行政財産使用料として、土地貸付収入、衛生使用料は、健康づくりセンターの多目的ホール等貸出しの施設使用料とプール使用料、また、プール利用券の販売などで、プール利用者は延べ 1 万 8, 3 9 8 人との説明。

次に、国庫支出金の国庫負担金は、社会福祉費負担金として、介護保険事業特別会計への繰出金に含まれる低所得者保険料軽減負担金として、国が 2 分の 1 の補助、国民健康保険特別会計への繰出金に含まれる国民健康保険基盤安定負担金として、国が 2 分の 1 補助、衛生費国庫負担金は、養育医療費負担金、感染症予防事業費等国庫負担金として、国が 2 分の 1、新型コロナウイルスワクチン接種負担金として、1 0 分の 1 0 全額補助、県支出金の県負担金、民生費県負担金は、低所得者保険料軽減負担金の県が 4 分の 1 の補助、国民健康保険基盤安定負担金として、保険料軽減分は県が 4 分の 3、保険支援分は県が 4 分の 1、また後期高齢者医療制度基盤安定負担金は、県が 4 分の 3。

次に、歳出ですが、高齢者福祉センター費は、持田地区高齢者福祉センターの管理運営に係る経費を支出、利用者数は 2, 2 2 3 名との説明。

高齢者等多世代交流拠点施設費で、高齢者等多世代交流拠点施設の管理運営に係る経費で、ふあむ・ふあーむを指定管理者として管理運営しており、施設貸出しによる利用者数は 1, 0 1 5 人。

自殺対策推進事業は、対面相談、電話相談、啓発活動の実施。

次に、予防費ですが、結核対策と予防接種事業、新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る経費を支出。

健康増進事業費は、主に子宮頸がんをはじめとする各種がん検診や歯科検診などに係る経費を支出。

母子衛生費では、主に乳児健診、母子健康手帳の交付、妊産婦家庭訪問、育児相談等に係る経費を支出。母子保健事業では、妊婦に対する保健指導や健康診査、子育てのための各種教室等を実施、平成 3 0 年から出産後の産婦健診、新生児聴覚検査を実施し、母子保健の拡充を図っている。次に、不妊治療等助成事業では、不妊治療に要する費用の一部助成を行うことで経済的負担を軽減し、不妊治療を受診しやすい環境を整えた。

次に、スマートウエルネスシティ推進費です。スマートウエルネスコミュニティ協議会が開催する研究会等への出席、アクサ保険株式会社及びライフログテクノロジー株式会

との連携協定締結など、スマートウェルネスシティの推進に関する先進事例等の情報収集及び町民の健康的な生活の実現のため、民間の持つネットワークや先進技術等を利用できる関係構築に係る経費を支出。

以上、詳細説明を受け、質疑に入り、委員より、国庫補助金に関して、低所得者の規定は全国一律なのかの問いに、全国一律との答弁。委員より、不妊治療が少ないと思うがとの問いに、令和2年度より3年度のほうが多くなってきているとの答弁。

次に、福祉課です。

歳入では、主なものは負担金の民生費負担金、事業別内訳は、児童福祉費負担金です。

次に、国庫負担金の民生費国庫負担金、事業別内訳は、社会福祉費負担金、児童福祉費負担金、児童手当国庫負担金です。

次に、国庫補助金の民生費国庫補助金、事業別内訳は、社会福祉費補助金、児童福祉費補助金です。

次に、県負担金の民生費県負担金、事業別内訳は、社会福祉費負担金、児童福祉費負担金です。

次に、県補助金の民生費県補助金、事業別内訳は、社会福祉費補助金、児童福祉費補助金です。

次に、基金繰入金の地域福祉基金繰入金、事業別内訳は、地域福祉基金繰入金です。

歳出で主なものは、社会福祉総務費委託料の成年後見人制度利用促進事業委託で、成年後見制度の利用の促進に関する法律が平成25年5月に施行されたことに伴い、児湯5町1村の広域により、成年後見人制度の利用促進を図ることを目的とした中核機関を設置するための協議を進め、令和3年4月1日、こゆ成年後見支援センターを、高鍋町社会福祉協議会事務所内に開設し、構成町村それぞれの高鍋町社会福祉協議会と委託契約を締結し、センターへの管理運営を進めている。令和3年度は、関係町村職員や社会福祉協議会職員、民生委員、児童委員、自立支援協議会などを対象とした研修会の開催をはじめ、裁判所、弁護士会、司法書士会、社会福祉会などの関係機関などとの連携協議を行ってきた。また、委託先の高鍋町社会福祉協議会においては、法人後見人の受任も開始、令和3年度から補助2名、補佐2名、後見2名、計6名の受任業務が開始されている。

次に、社会福祉総務費、新型コロナウイルス感染症対策費で、令和3年度は住民税非課税世帯として2,145世帯分、家計急変世帯分として10世帯への給付が完了。

次に、障害福祉費の扶助費です。障害福祉サービス等利用者の増加や地域資源の充実等に伴い、身体障害者補装具給付事業、介護給付費、訓練等給付費、障害児童支援事業費、障害者相談支援費、日常生活用具給付等事業費、移動支援事業、重度障害者医療費が増額となっており、重度障害者医療費については8月診察分から外来分の医療費の償還払いが現物給付となったことから増額したものと考えられる。

次に、児童措置費の新型コロナウイルス感染症対策費で、低所得の子育て世帯支援特別給付金事業で、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、子育て世代の雇

用動向の悪化により、失業や収入減少など困難を抱える低所得の子育て世帯の家計や生活支援のため、令和3年4月の児童手当支給対象児童、令和3年3月31日時点で18歳未満の児童、令和3年4月以降、令和4年2月末までに生まれた新生児を養育する世帯で、令和3年度分の住民税が非課税であるもの及び家計急変者に対し、児童1人当たり5万円支給、支援対象児童数は240名、同じく新型コロナウイルス感染症支援事業で、地域子ども・子育て支援事業において、感染症対策を徹底し、事業を継続に提供していくため職員が実施する感染症対策に係る経費のほか、消毒液などの一括購入などや保育所等の消毒に必要となる経費を補助、同じく保育士、幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業については、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く保育士、幼稚園教諭の処遇改善のため、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提とし、令和4年2月から収入を3%程度、月額9,000円引き上げる措置を実施するための補助。

同じく、放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業です。新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く放課後児童支援員等の処遇の改善のため、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、令和4年2月から収入を3%、月額9,000円引き上げる措置を実施するための補助。

次に、児童福祉施設費です。これはわかば保育園の管理運営に係る経費で、わかば保育園の境界を確定するための測量調査業務を実施しましたが、現在の境界と異なる部分があり、所有権移転の手續等が絡むため、年度内に調査業務を終了せず、令和4年度へ全額繰り越しているとの詳細説明を受け、質疑に入り、委員より、保育料の収入未済額発生の要因はとの問いに、保育料収入未済額については、公立過年度分及び私立過年度分の保育料未済額が対象となり、平成25年から平成30年の保育料で、税務課のほうで納税相談とか収入状況を把握しながら、継続的に適切な対応を取っているが、まだ納付になっていないのが現状との答弁。

○議長（緒方 直樹） 後藤議員、ここで一旦休憩したいと思います。

ここで暫時休憩といたします。再開を11時10分からといたします。

午前10時58分休憩

.....

午前11時10分再開

○議長（緒方 直樹） 再開します。

○一般会計決算審査及び特別会計等決算審査並びに特別会計予算審査特別委員会委員長（後藤 正弘君） 次に、社会教育課です。令和3年度も新型コロナウイルス感染症拡大により施設の休館、施設を利用する際の人数や内容等の制限、各種行事、大会、総会、研修会、講座等の開催中止などの年度を通じて、所轄事業を大きく影響を受けた。歳入総額では前年度から増、増額のほとんどは総合体育館改修工事に係る教育費国庫補助金、そのほか新型コロナウイルス感染症拡大防止対策をとった上で、令和3年度は施設を原則開館したこ

とに伴い教育使用料が増となり、またコミュニティ助成対象自治公民館が1件増え、2件になったことに伴い、雑入が大幅に増となった。

歳出総額は前年度と比較すると増となっており、構成割合は体育施設費が半分以上を占めており、総合体育館改修工事の実施によるものです。次に高い割合を占める図書館費ですが、こちらも老朽化対策改修工事によるところが大きく、令和3年度において社会教育施設全体の工事請負費は、新型コロナウイルス感染症対策として実施した事業を合わせて、歳出総額の60%を占めている。その他、増額の要因としては、美術館の増は令和2年度から延期された展覧会ができたこと、社会教育総務費では人事異動に伴う人件費1名分の、文化財保護費の減は文化振興費や土木費への一部振替え、財産管理費は教育寄附金の増に伴う積立等で、新型コロナウイルス感染症対策として、各施設のトイレ等改修工事、非接触型の体温測定器、アクリルパーテーションなどを購入し、前年度から増となった。

以上、詳細説明を受け質疑に入り、委員より社会教育課施設において費用対効果はどう考えているのかの問いに、維持管理に関する費用等を十分に補填してはならず、利益という観点からは社会教育施設の費用対効果は低いとの答弁。

次は、教育総務課です。

歳入決算額は約8,160万円の減となっており、令和2年度は国の補助金を活用してGIGAスクール関連事業に取り組んだことの影響で、教育費国庫補助金が大幅に減少。

歳出決算総額は約2億770万円の減、令和2年度にGIGAスクールの関連事業、給食センター空調整備と東中トイレ改修などを実施したことによる反動で減額となっており、令和3年度は商工会館へ移転に併せて、事務机、事務用椅子等の整備、東小のPCB処分委託、東西小中学校とも空調設備管理業務手数料から委託料に切り替え、西小第2棟屋上防水工事、たかなべ学力調査の実施、リースによる教育用タブレットの86台の整備、中学校教科書採択替えの年であったことから、教師用指導書や準備教材を整備等に取り組んでいる。なお、中学校費の学校管理費は令和2年度に東中トイレ改修工事を行っていることなどによって、約275万円の減となっている。また、令和4年度には繰り越したため計上には現われてはいないが、令和3年度も西中中学校トイレ改修工事、東中プール塗装改修工事などの学校施設環境改善事業に取り組む。

以上、説明があり、質疑に入り、委員より学力調査で町独自で学力テストを行っていることはいいと思うが、児童生徒の学力は他県と比べてどのような状況かの問いに、県平均、全国平均を下回っているとの答弁。

次に、会計課です。

歳入については、県収入証紙売りさばき手数料で、前年比と比べ0.3%の減、歳出については、需用費決算額が前年と比べ6.6%の減、役務費決算額が前年比と比べ0.3%の減との説明。

質疑に入り、質疑はなく、次に、議会事務局、監査です。

歳入はなく、議会の決算額が増となっている主な要因としては、児湯郡の市町村議会の

事務局が令和3年、4年と係長が事務局となっているので、それに伴いまして会計年度任用職員を採用している関係で、増です。

次に、監査委員費です。

主に監査委員の活動及び報酬関係の支出となっており、報償費については住民監査請求を伴う弁護士謝礼との説明があり、質疑に入り、質疑はなく、以上質疑を打ち切り、反対討論があり、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決しました。

一般会計及び特別会計等決算並びに特別会計予算審査特別委員会に付託されました議案について、御報告いたします。

○議長（緒方 直樹） 以上で、委員長報告を終わります。

質疑については、議長を除く全議員構成の特別委員会でありますので省略いたします。

これから討論を行います。

まず、決算に反対者の発言を許します。5番、松岡信博議員。

○5番（松岡 信博君） 5番、松岡信博。認定第2号高鍋町一般会計歳入歳出決算については、反対の立場で意見を述べさせていただきます。

まず、歳入の財産収入、財産貸付収入、土地建物貸付収入の11万4,895円は、商工会議所が町有地に商工会館を建設した借地料の年間金額です。本来なら、高鍋町の駐車場は行政財産であり、貸し付けることができません。それを普通財産に用途変更して、固定資産税相当額という安い価格で貸し付けることは、商工会議所への利益供与、便宜供与になってしまいます。行政財産の管理を怠る行為と考えます。

そして、歳入の総務費、自治体新電力推進事業委託料143万円は、自治体新電力会社を設立するため、岡山新電力株式会社に委託した調査費用でした。しかし、相場制の電気料金が乱高下しているにもかかわらず、岡山新電力株式会社は事業可能という結論を出しました。3月議会で出された令和4年度予算では、高鍋町に大きな損害を与える事業予算として、議員発議の修正案の可決により、かろうじて新電力事業を止めることができました。その後、ロシアのウクライナ軍事侵攻で電気料が高騰し、多くの新電力会社は倒産や事業の撤退を余儀なくされています。そんな新電力推進事業の調査結果は、町長個人の強い意向が働いたと思われれます。新電力事業を行うことが前提に調査結果報告がなされました。大変危険で、不当なものと考えます。

次に、商工費、企業立地補助金の1億円は、企業2社に5,000万円ずつ出されたものです。しかし、その多額の補助金を企業税収で回収するには30年以上もかかってしまいます。高鍋町の自主財源の確保のためとは偽りに過ぎません。その上、今回、田中議員の一般質問での町長の発言は、企業立地奨励条例の固定資産課税免除は、町内で長年経営を営む企業への感謝であり、企業立地補助金は設備投資の支援が目的で、町民を雇用するものではないと断言されました。高鍋町企業立地奨励条例にうたわれている雇用の創出という目的を、町長自身が自ら否定しました。それはどういうことかという、この条例には公益性がない、行政政策として町民のためにならないということです。単なる企業への

便宜供与だということが言えます。よって、高鍋町企業立地奨励条例の企業立地補助金の支出は、不当なもの判断します。

続いて、商工費、高鍋町観光協会補助金840万円は、観光協会事業の費用対効果が証明できません。私は、平成23年に高鍋町観光協会の事務局長を経験しました。当時、産業振興課の予算は年間で300万円余り、現在の事業内容とほとんど変わっていません。同じ事業に対して予算だけが3倍近くも膨れ上がっていくのでは、今後税金の垂れ流し場所になる恐れがあります。注意喚起のため、決算結果は反対とします。

それに、観光協会の事務局長が、町長選挙になると黒木町長の選挙事務所の事務局になるという、公私混同については大変問題と考えます。そのようなことでは、黒木町長が観光協会を私物化しているという、不健全なイメージを町民に与えてしまいます。

続いて、総務費借上料、商工会館借上料の669万5,370円は、教育委員会が商工会館に入居する家賃月額74万円の、9か月分の費用です。町有地は、固定資産税相当額の年間11万4,895円の価格で、安い格安で貸し出し、家賃は毎月74万円という破格の金額で、30年間合計2億6,700万円も払う契約については到底理解できません。教育委員会だけの事務所の建設費用であれば、1億円でも余る計画がありました。これでは、商工会議所の利益供与になってしまいます。

次に、総務費、財産管理費、委託料、商工会館警備委託26万4,000円は、商工会館に入居する教育委員会の警備費8か月分です。商工会館は、商工会議所が所有する建物です。安全性は商工会議所が保証するべきです。高鍋町にとって警備費用は不必要な支出と考えます。

また、総務費、工事請負費、商工会館周辺駐車場整備工事の903万3,000円は、商工会議所が町有地に商工会館を建設するため、高鍋町の駐車場を掘り起こしたもので、商工会館を建てなければ必要とされない費用です。なぜ、高鍋町民の税金で整備しなければならないのか、理解できません。駐車場の使用料も、商工会議所は払いません。商工会館周辺駐車場整備費用は、商工会館の建設費用に含まれるべきものです。そのような費用を税金で払うべきではありません。

そして今回、特別委員会で新しく判明したキャリア教育支援センター補助金の問題です。教育費、教育振興費、委託料、キャリア教育支援センター設置運営業務委託450万円の補助金から、商工会館の賃貸料、家賃が使用料として払われていることが分かりました。教育委員会を商工会館に入居させるメリットとして、キャリア教育支援センターが商工会議所内に設置されているという説明を受けていました。しかし、教育委員会の家賃74万円とキャリア教育支援センターが約6万円払うのでは、高鍋町の家賃は月額80万円になってしまいます。これでは家賃の二重払いとなります。これが便宜供与と言わずになんと言うのでしょうか。呆れてものが言えません。このようなことでは、教育という名目で無駄に税金を出させているように思われてしまいます。町民から疑われるような事業はやめるべきです。

続いて、一般管理費、委託料、弁護士委託料が4件出されています。これは、黒木町長が高鍋町民から訴えられている裁判費用です。

まず、1つ目の弁護士委託料は、令和2年（ネ）第151号損害賠償等請求控訴事件の38万5,000円です。これは最高裁判所で棄却されたものの、内容は議会だよりに、町長が代表取締役を務める黒木本店が、3年間で640万円の固定資産課税免除を受けている事実を隠すために企業名を匿名にしたとして、表現の自由と町民の知る権利を侵害されたことを理由に訴えられたものです。

2つ目は、令和3年（行ウ）第1号賃貸借契約締結差止請求事件の410万8,500円です。高鍋町が商工会議所と交わした商工会館の賃貸契約や、町有地の借地契約において、黒木町長が高鍋町に与えた損害金3億90万4,560円を町民から請求されている裁判費用です。

3つ目の、令和4年（行ウ）第1号公金支出金返還等請求事件53万9,000円は、高鍋東小学校空調設備の修繕が完了していないのに、請負代金95万7,000円を支払ったとして、損害賠償を求められている裁判費用です。

4つ目は、令和4年（行ウ）第2号損害賠償請求履行請求事件の44万6,600円です。これは、黒木町長が高鍋商工会議所に利益を図る目的で警備委託契約を交わしたとして、黒木町長に206万8,000円の損害賠償を町民から求められている裁判費用です。

これらの裁判をとおして、黒木町長は町民を代表する行政執行者としては大変不適切であると、町民から訴えられているものです。

今回の令和3年度決算において、このような多くの事業で町長が裁量権を逸脱し、町長特権を悪用したと思われる行政運営は前代未聞です。商工会議所や特定の事業者の利益を優先するような町長の姿勢に、憤りを感じます。また、町長のモラルも疑いたくなります。高鍋町政の歴史上、いまだかつてない最悪の行政運営と考えてしまいます。これでは町民に恥ずかしく、議員として本当に申しわけない気持ちでいっぱいです。黒木町長は、自覚しなければならぬと考えます。このような無駄な税金の使い方をしてしまうと、町民の教育、福祉、生活関連の予算や、行政が本来行わなければならない、弱い立場の人たちのきめ細やかな行政政策ができなくなることをしっかり心に留めてほしいと思います。町長は、企業や商工会議所の代表だけではなく、全町民の代表として公平、平等な行政運営を行うべきです。

以上、12の反対理由と、黒木町長にこれらの事業の是正を求めて、認定第2号高鍋町一般会計歳入歳出決算については、反対といたします。

以上です。

○議長（緒方 直樹） ちょっと暫時休憩いたします。

午前11時30分休憩

.....

午前11時31分再開

○議長（緒方 直樹） 再開いたします。

次に、決算に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） ほかに討論はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 認定第2号令和3年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について、反対の立場で討論を行いたいと思います。

まず、成果表から見ると、職員の頑張りが見えています。税の徴収をはじめ健康や福祉、ごみ処理の終末処理など資金繰りが大変な状況でも、町民要求に応える職員の姿には本当に頭が下がります。しかし、残念なのは町長の政治姿勢です。企業立地補助をはじめとする商工業者等を中心とする町政の在り方には、納得できかねます。

新電力の調査予算がありました。岡山新電力へ委託したシミュレーションの中で、自治体新電力事業はできるというものでした。そのことが大きな間違いであったことは、火を見るより明らかでした。議員は町長と同じ、町民の皆さんから選挙で選んでいただく、いわゆる民選者であります。確かに町長に人事権はありますけれども、議会の人事権は議長及び議会にあります。二代表制の根幹を揺るがすような状況もありました。決算に当たり、再度令和3年度がどうであったか、つぶさに検証してまいりました。監査請求があり、そのために代表監査をはじめ議選監査の方々も大変だったとは思いますが。議会議員がしっかりと、町財政運営についてチェック機能を果たせていたのかを、私も大いに反省をしたところでした。

また、固定資産税の課税免除制度があっても、自らが運営してきた会社の固定資産税の免除は遠慮するのが妥当だと私は考えます。他町からきた会社については、条例がある限りやむを得ないとは思いますが、家庭経営も一緒です。子どもの数に応じて教育資金を貯蓄し、いざというときのための資金も、僅かでも頑張って貯蓄をするのが普通です。収入に見合った生活をしなければなりません。だからこそ、子どもにも我慢をさせるときがたくさんあります。これが普通だと思います。農業は第一次産業です。農家の皆さんの経営が安定してこそその国づくり、まちづくりではないでしょうか。松岡議員が反対の理由をしっかりと述べてくれました。二代表制の議員の立場でしっかりと議論し、住民こそ主人公の立場で町政運営ができてこなかったと判断をし、反対といたします。

○議長（緒方 直樹） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで討論を終わります。

これから第2号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方 直樹） 起立多数と認めます。したがって、認定第2号令和3年度高鍋町一般会計歳入歳出決算については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

日程第 2. 議案第 4 3 号

日程第 3. 認定第 3 号

日程第 4. 認定第 4 号

日程第 5. 認定第 5 号

日程第 6. 認定第 6 号

日程第 7. 認定第 7 号

日程第 8. 認定第 8 号

日程第 9. 認定第 9 号

日程第 10. 認定第 10 号

○議長（緒方 直樹） 日程第 2、議案第 4 3 号令和 3 年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてから、日程第 10、認定第 10 号令和 3 年度高鍋町水道事業会計決算についてまで、以上 9 件を議題といたします。

本 9 件は、一般会計決算審査及び特別会計等決算審査並びに特別会計予算審査特別委員会に付託されておりましたので、特別委員会委員長の議案審査結果報告を求めます。委員長、後藤正弘議員。

○一般会計決算審査及び特別会計等決算審査並びに特別会計予算審査特別委員会委員長（後藤 正弘君） 令和 4 年第 3 回高鍋町議会定例会において、一般会計及び特別会計等決算並びに特別会計予算審査特別委員会に付託されました議案は、議案第 4 3 号、認定第 3 号から認定第 10 号の 9 件であります。

一般会計及び特別会計等決算並びに特別会計予算審査特別委員会における審査の経過及び結果について、御報告いたします。

審査の日程は、9 月 8 日から 15 日の 7 日間、審査は第一会議室にて行い、議案第 4 3 号については、議長を除く 13 名の委員の出席のもと、認定第 3 号から認定第 10 号は、議長及び議選監査を除く 12 名の委員出席のもと、執行当局に関係課長、各担当職員の出席を求め、本案に対する詳細説明を求め、慎重審議を行いました。なお、成果報告書及び説明資料等の詳細説明を受け、委員より質疑が数多くありましたが、その一部を報告することとし、その旨御了承、御理解をお願いしたいと思います。

初めに、議案第 4 3 号令和 3 年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてであります。これは、地方公営企業法第 32 条 2 項の規定により、未処分利益剰余金を減債積立金及び建設改良積立金へ積み立てるものと説明があり、質疑に入り、質疑なく、討論なし、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、認定第 3 号令和 3 年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてであります。決算の概要及び主要な施策の成果報告があり、国民健康保険特別会計では、主に療養費の給付及び特定健診に係る事業を行っており、平成 30 年度から国保の広域化が行われ、県が保険者となり財産運営の主体を担っております。

歳入総額25億2,234万1,000円、歳出の決算額24億7,135万8,000円となり、前年度と比較して、歳入は7,303万3,000円、3%の増、歳出では3,890万9,000円、1.6%の増となりましたの詳細説明を受け、質疑に入り、委員より、レセプト職員は医療費について代わると聞いていますが、研修などはしなくてよいかの質疑に、レセプト職員の研修ですが、国保連合会が年1回主催している研修に必ず参加しておりますとの答弁。以上、質疑を打ち切り、討論なし。賛成全員で認定すべきものと決しました。

次に、認定第4号令和3年度高鍋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてであります。決算の概要及び主要な施策の成果報告ですが、歳入は保険料、繰入金、諸収入で、歳出は総務費、後期高齢者医療広域連合納付金、保健事業費、諸支出金となっており、歳入総額5億4,664万6,000円であり、前年度の決算額と比較して2,723万円、5.2%の増、また歳出決算は5億4,664万1,000円で、前年度の決算額と比較して2,722万5,000円、5.2%の増となりました。説明を受け、質疑に入り、委員より、普通徴収分について滞納が生じる原因について把握、また収められない人の保険料制度はの質疑に、収入未済額の状況把握や滞納原因については財産調査を行い、収納に努めている、また収められない方の保険医療整備につきましては現在はないとの答弁。以上、質疑を打ち切り、討論なし、賛成全員で認定すべきものと決しました。

次に、認定第5号令和3年度高鍋町下水道事業特別会計歳入歳出決算についてであります。令和3年度末の整備済み面積は226.2ヘクタールで、整備率としましては、事業認可面積233ヘクタールの97.1%となっている。また、浄化センター修繕12か所及び下水道管の布設60.4%を行いました。常に施設の安定的運転を図るため、日常点検によって発見した軽度の損傷や劣化については、早期発見早期修繕の考えのもと迅速に対応し、下水処理場の安定運転を図ることができました。汚水柵の設置実績が、昨年度は25基ということで、新規接続の向上にも資することができた。説明を受け入れ、質疑に入り、委員より指定工事店として新規登録などがありますが、比較についてはどのようなものがあるかの質疑に、比較については排水設備工事責任技術者を擁すること及び必要な機材を保有していることとの答弁。以上、質疑を打ち切り、討論なし、賛成全員で認定すべきものと決しました。

次に、認定第6号令和3年度高鍋町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算についてであります。まず、決算においての所管事業の概要ですが、要介護判定に係る審査会を高鍋町、新富町、木城町の3町で設置し、要介護認定の新規申請及び更新申請があったものを審査するもので、昨年と大きく変わったところはあります。

歳入は負担金、繰入金、繰越金、歳入総額1,069万6,000円となり、前年度と比較して34万9,000円、3.4%の増、歳出は総務費で、歳出総額969万5,000円となり、昨年度と比較して14万9,000円、1.6%の増でありました。説明を受け、質疑に入り、質疑なし、討論なし、賛成全員で認定すべきものと決しました。

次に、認定第7号令和3年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算についてであります。決算の概要及び主要な施策の成果は、介護保険特別会計は、介護保険法に基づく保険給付をはじめ、各種介護予防事業や認定調査事務などの介護保険事業の運営を行なっている。

歳入は保険料、国県支出金や支払基金交付金、繰入金、繰越金等で、歳出は総務費、保険給付費、地域支援事業、保健福祉事業、基金積立金、諸支出金であります。令和3年度の収入総額は19億8,594万4,000円。歳出総額は18億8,698万4,000円で、前年度と比較して歳入は1,785万3,000円、0.9%の増、歳出は1,565万5,000円、0.8%の増となっております。説明を受け、質疑に入り、委員より、在宅介護支給事業の内容についての質疑に、介護用品、尿とりパット、オムツ、介護防水シート、ウェットティッシュ、支給して介護4、介護5の御自宅で介護しておられる方へ支給しているとの答弁。以上、質疑を打ち切り、討論なし、賛成全員で認定すべきものと決しました。

次に、認定第8号令和3年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算であります。

歳入では、雑用水使用料として1,905万3,957円ございますが、6月の議会でも報告させていただきましたが、メーター設置がされていないながら、検針が行われていなかった案件の収入未済額が145万9,551円、よって徴収率については92.88%となり、今後の対応として、未済額の約146万のうち、令和4年6月から8月まで68万円を既に納付していただいております、残り約78万円となっております。3か年の分割納入を当初約束しておりましたが、それよりかなり早いペースで納入していただいております。早ければ今年度内に完納していただけるのではないかと考えています。

歳出では、昨年度と比べると管理基金への積立金が約120万円減額となっております。これは当年度の事業といたしましては、5年に一度行います水利権更新に伴う委託事業に関する支出が約500万円を、例年より多く支出していることもあり、積立金が少なくなっている。公課費については約28万円増額となっておりますが、これは消費税が8%から10%になったことによるもの。説明を受け、質疑に入り、委員より、雑用水利用権についてはどのような推移かの質疑に、雑用水については事業開始時から116件強を推移、現在は新規加入は募集していないので、令和3年度は110件となっているとの答弁。以上、質疑を打ち切り、討論なし、賛成全員で認定すべきものと決しました。

認定第9号令和3年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入総額35万8,426円、歳出総額21万7,668円、差し引き14万758円となっております。説明を受け、質疑に入り、質疑なし、討論なし、賛成全員で認定すべきものと決しました。

認定第10号令和3年度高鍋町水道事業会計決算についてであります。令和3年度につきましても、浄水場や配水管等の毎日点検、管理により、低廉にして浄化、安全安心な水

水道の提供に努め、毎月の検針業務と確実な水道料金の徴収、量水器管理等の業務を行い、安定な事業経営に努めてきた。地方公営企業法第30条4項の規定により、議会の認定に付するもので、収益的収入総額4億4,573万6,689円、支出総額4億1,400万2,798円で、純利益は3,173万3,891円です。

次に、資本的収支では、収入総額2億7,145万2,849円となっており、資本収入が支出に対して不足する額2億2,895万2,849円は、当年度損益勘定留保資金等で補填した。説明を受け、質疑に入り、委員より漏水調査については成果があるようだが、堀の内や下永谷地区の水道管については延長はどのくらいあり、世帯数はどのくらいかの質疑に、水道管延長5.2キロ強で、世帯数は118世帯との答弁。以上、質疑を打ち切り、討論なし、賛成全員で認定すべきものと決しました。

以上で、一般会計及び特別会計等決算並びに特別会計予算審査特別委員会に付託された議案第43号、認定第3号から認定第10号の9件について御報告申し上げます。

○議長（緒方 直樹） 以上で、委員長報告を終わります。質疑については、議長を除く全議員構成の特別委員会でありますので、省略いたします。

これから討論を行います。

まず、議案第43号令和3年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番、中村末子。議案第43号令和3年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、賛成の立場で討論を行います。

この会計については、職員のたゆまぬ努力の跡が見えます。その結果の剰余金だと考えます。しかし、老朽管の布設替えをはじめ、老瀬浄水場の建て替えも視野に入れるべきときはきています。莫大な費用がかかりますが、これからの人口減少などを考えたとき、どうすれば最小の投資で最大の効果が得られるのか、知恵を出し合い検討すべきだと考えます。そのためには、頭金ともいべき資金をしっかりと持ちながら、ゆとりある資金調達を今から考えるべきであると考えます。未処分利益剰余金は現在は多くなく、返済資金などへ充てられています。ゆとりを持った資金活用を図っていくことに対して、賛成いたします。

○議長（緒方 直樹） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで討論を終わります。

これから議案第43号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方 直樹） 起立全員と認めます。したがって、議案第43号令和3年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、認定第3号令和3年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、討論を行います。

まず、決算に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 次に、決算に賛成者の発言を許します。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 認定第3号令和3年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、賛成の立場で討論を行います。

コロナ禍にあり、健康保険課並びに国保税徴収担当事務では、徴収率向上のためにしっかりとその役割を果たすことを頑張ってきたと思います。健康で長生き、そして健康保険税が急激に高くないように、基金を活用し様々な努力を重ねてきたことは十分にわかっているつもりです。

しかし、国や県に対して言いたいことは、これだけ町が努力していることに、なぜ50%交付ができていないのかと疑問になっております。徴収努力により調整交付金などがありますが、それも短期保険証、資格証明書交付しなければ入らないものであります。納めたくても納められない住民に対しては、生活保護申請をはじめ、お金の使い方など福祉課や社会福祉協議会と連携しているようです。国民皆保険の立場から、本来なら資格証明書発行は許されないことです。国民健康保険については相互扶助としてあるだけでなく、病気になって辛い思いをするのは本人であるとの立場から、特定健診などについても様々な努力を怠りなくしていると私は思います。100%の住民の理解を得るということは大変難しい作業ですが、それに向かって努力してきたことを高く評価して、賛成といたします。

○議長（緒方 直樹） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで討論を終わります。

これから認定第3号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方 直樹） 起立全員と認めます。したがって、認定第3号令和3年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第4号令和3年度高鍋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、討論を行います。

まず、決算に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 次に、決算に賛成者の発言を許します。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番、中村末子。認定第4号令和3年度高鍋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、賛成の立場で討論を行います。

年金は下がる一方ですが、75歳以上の後期高齢者医療については、国民健康保険と同様に健康で長生きが大切です。特定健診同様に健康検診を受けながら、早い段階での治療をお願いしたいものです。自分の健康を過信し、昨年も大丈夫だったから、コロナ禍で病院で陽性になりたくないとお医者さん行きを渋っていたら、いつの間にかがんが発症し大きくなっていったという方がおられました。抗癌剤治療で小さくし、やっとの思いで手術できましたとコロナ禍での大変さを教えていただきました。その方は大変でも、よだきがらずに検診に行くことだよねと言ってくれました。そのことをお話しすると、私も行きたいけどコロナでダメだと言われたと電話がありました。町が行っている検診に行ったらと提案すると、行きましたって返事がありました。コロナ禍では入院も大変です。これからも早期発見、早期治療を目標に頑張ってくださいをお願いして、賛成討論といたします。

○議長（緒方 直樹） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで討論を終わります。

これから認定第4号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方 直樹） 起立全員と認めます。したがって、認定第4号令和3年度高鍋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

ここで暫時休憩といたします。再開を1時15分といたします。

午前11時59分休憩

午後1時18分再開

○議長（緒方 直樹） 再開します。

次に、認定第5号令和3年度高鍋町下水道事業特別会計歳入歳出決算について討論を行います。

まず、決算に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 次に、決算に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、認定第5号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成議員は御起立願いま

す。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方 直樹） 起立全員と認めます。したがって、認定第5号令和3年度高鍋町下水道事業特別会計歳入歳出決算については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第6号令和3年度高鍋町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算について討論を行います。

まず、決算に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 次に、決算に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、認定第6号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方 直樹） 起立全員と認めます。したがって、認定第6号令和3年度高鍋町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第7号令和3年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算について討論を行います。

まず、決算に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 次に、決算に賛成者の発言を許します。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番、中村末子。認定第7号令和3年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算について、賛成の立場で討論を行います。

介護保険は平成12年に開始され、高鍋町は介護予防拠点整備事業100%において恩恵を受けてまいりました。しかし、その反面、高鍋町独自で行っていた介護手当や紙おむつ支給事業は、介護保険に現在は組み入れられ使いにくい状況になっています。この問題を解決し、自宅で家族と一緒に暮らせる当初の目的に合わせた介護保険へと導く必要があります。

人間は生まれたときから死出の旅路についています。苦難のときもあるでしょうが、一生を終えるそのときまで幸せでありたいと思うのではないのでしょうか。何かの疾病や事故などにより寝たきりとなることもあります。また、認知症へとなる可能性も低くありません。それでも、家族が介護しやすい環境、施設にいても、年金の範囲で子どもに迷惑をかけない状況をつくるのは国家の役割ですが、高鍋町も独自の取組で何とかできるものと考え

えております。国へ使いやすい介護保険を提案することを求めて、賛成といたします。

○議長（緒方 直樹） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで討論を終わります。

これから、認定第7号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方 直樹） 起立全員と認めます。したがって、認定第7号令和3年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第8号令和3年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算について討論を行います。

まず、決算に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 次に、決算に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、認定第8号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方 直樹） 起立全員と認めます。したがって、認定第8号令和3年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第9号令和3年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計歳入歳出決算について討論を行います。

まず、決算に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 次に、決算に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、認定第9号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方 直樹） 起立全員と認めます。したがって、認定第9号令和3年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計歳入歳出決算については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第10号令和3年度高鍋町水道事業会計決算について討論を行います。

まず、決算に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 次に、決算に賛成者の発言を許します。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番、中村末子。認定第10号令和3年度高鍋町水道事業会計について、賛成の立場で討論を行います。

水道事業は長年にわたり多額の資金投入を凶りながらも、ほかの市町村と比較して安価で安全な水の供給に努めてきたと考えます。

しかし、老瀬浄水場の経年劣化は見過ごせない状況下にあります。確かに今すぐではありませんが、人口減少及びいろんな理由で水利用はこれから少なくなることは間違いありません。多額のお金を使って改善することはたやすいと考えますが、そこに職員の知恵と工夫を生かして、水道料金の引上げを最小限に抑えながら、次の水道事業へと展開することができることを期待しております。

高鍋は空き家などの整理が進んでおりません。したがって、そこから着手し、一体どのくらいの水が必要であるかの将来を見通しながら、計画の遂行を求めて賛成といたします。

○議長（緒方 直樹） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで討論を終わります。

これから、認定第10号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方 直樹） 起立全員と認めます。したがって、認定第10号令和3年度高鍋町水道事業会計決算については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

日程第11. 議案第44号

日程第12. 議案第45号

日程第13. 議案第46号

日程第14. 議案第47号

日程第15. 議案第48号

○議長（緒方 直樹） 日程第11、議案第44号高鍋町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてから、日程第15、議案第48号令和4年度高鍋町一般会計補正予算（第4号）まで、以上5件を議題といたします。

本5件は所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の議案審査結果報告を求めます。

まず、総務厚生常任委員長の報告を求めます。委員長、杉尾浩一議員。

○総務厚生常任委員会委員長（杉尾 浩一君） 令和4年第3回定例会において、総務厚生常任委員会に付託されました案件は、議案第44号高鍋町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、議案第45号高鍋町議会議員及び高鍋町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について、議案第46号高鍋町税条例等の一部改正について、議案第47号高鍋町監査委員条例の一部改正について、議案第48号令和4年度高鍋町一般会計補正予算（第4号）関係部分の5件です。

令和4年9月16日、第3会議室にて、委員全員、担当課、要点筆記の事務局職員の出席の下、資料に基づき説明を受け、審査を行い、令和4年9月20日に、福祉課に追加の説明を求めた後、まとめを行った結果を報告します。また、委員より多くの質疑がありましたが、一部の報告とすることを御了承ください。

議案第44号高鍋町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、総務課より説明がありました。

育児休業の取得回数制限の緩和により、原則1回以内であった育児休業が原則2回以内の分割で取得できること。また、出生後8週間以内の育児休業も同様に原則1回以内であったが、2回以内取得できるもの。非常勤職員の子の出生後8週間以内の育児休業の取得要件の創設、非常勤職員の子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化等の説明があり、委員より、男性職員の育児休業取得が当然の権利であることを周知徹底してほしいと要望がありました。

まとめに入り、討論はなく、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第45号高鍋町議会議員及び高鍋町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について、選挙委員会事務局より説明がありました。

改正の理由として、最近の物価の変動等を考慮し、選挙公営に要する経費の限度額の引き上げすること等を目的とした公職選挙法施行令の一部改正を踏まえ、条例の一部改正を行うもの。

質疑はなく、まとめに入り、討論はなく、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第46号高鍋町税条例等の一部改正について、税務課より説明がありました。

上場株式等に係る配当所得等の課税方式を所得税と個人住民税で異なる課税方式を取っていたのを、所得税課税方式と一致させるもの。ほかの条例改正の説明もありました。

質疑はなく、地方税法の改正に伴う税条例の改正については、専決も含めて一括提出をお願いしたいとの要望が委員からありました。

まとめに入り、討論はなく、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第47号高鍋町監査委員条例の一部改正について、監査委員から説明がありました。

定期監査は毎年10月、2月に行うものとなっているが、学校関係者から夏休み期間に監査の実施の要望があったことなど、やむを得ない場合などそのときの状況に応じて柔軟に対応するために改正するもの。

質疑はなく、討論もなく、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第48号令和4年度高鍋町一般会計補正予算（第4号）中、関係部分について、各課より説明を受けました。

財政経営課では、地方交付税は、令和4年度の普通交付税が確定したことに伴い増額するもの。ふるさとづくり基金繰入金は、キャッシュレスポイント還元事業、電子版プレミアムつき商品券発行事業等に充てるため、一般会計から繰り入れるもの。

質疑では、内容的には地域政策課に関係するが、電子版プレミアム商品券は高齢者にとって使いづらいものではないかに、デジタル化推進が国の方針であり、コロナ対策による非接触型商品券であり、既存の紙ベースに加えて行う事業であると答弁がありました。

会計課では、監査委員に提出する書類の残高証明書が、宮崎銀行の申し出により、今年度10月より有料化するもの。

質疑では、他金融機関の有料化の追随があり得るかについて、現在のところないと答弁がありました。

地域政策課総合政策係では、高鍋町デマンド交通事業に係る経費の支出見込み残額を減額するもの。

質疑では、令和5年10月以降、正式運行において、誰もが手軽に利用できるよう停留所を増やすことなど、柔軟に対応すべき。周知については、地区に出向いて等の丁寧な説明が必要ではないかに、主に各地区公民館に停留所を設定、商業機関、医療機関、公共機関などを利用施設とし、全体では、現在118か所の停留所を考えている。また、タクシーと競合しないように配慮していく。周知については、行政事務連絡員会での説明のほか、要望のあった地区や学校などに出向いての説明もしてきており、停留所の設置要望や地区等への説明機会など、必要に応じていく予定であると答弁がありました。

総務課、選挙管理委員会事務局では、定年引上げ導入支援業務委託、職員自主研究グループ活動助成補助金、防犯灯のLED化追加分69本分、議会議員の選挙運動の公費負担の増額、消防団の公務災害防止のためのヘッドライト、救命胴衣等の装備品の配備や小型無線機中継機、救命用ゴムボートなどの資機材の整備促進の説明がありました。

質疑では、定年延長について、制度を導入後の職員の働きやすい職場環境の構築についてどのように考えているかに対し、現時点では具体的な制度設計はできてはいないが、職員や職員組合と協議をした上で、職員の配置などに配慮していきながら、できるだけ働きやすい職場環境を構築していきたいとの答弁がありました。

税務課では、人事異動に伴う減額、ソフトウェア使用料の減額等の説明がありました。質疑はありませんでした。

町民生活課では、個人番号カード窓口事務増加に伴い、会計年度任用職員勤務対応の報

酬の増額、原油価格高騰により、町指定ごみ袋が予定数の購入ができなかったことによる製造の増加。

質疑では、ごみ袋が開けづらいと聞き及ぶがに、開けやすいエンボス加工等が可能なかなど、いろいろ調査していく必要があると考えるが、現状では手のひら全体を使ってゆっくりスライドさせる方法で対応をお願いしたいとの答弁がありました。

福祉課では、わかば保育園の新園舎において、令和4年度からゼロ歳児の受入れを行うことができるよう、必要な消耗品、備品、例えば、哺乳瓶、折りたたみベッド等を購入するための予算、わかば保育園警備委託、放課後児童クラブ環境改善のため、子ども・子育て支援交付金を活用して実施するもの、放課後児童クラブの防災対策として、非常食などの備蓄品や非常用発電機などの防災備品の購入を補助するものとの説明がありました。

質疑では、わかば保育園の警備委託の根拠は何か、現在の110番通報システムに加え、建物機械警備、夜間の定時見回り、職員各自に持たせる緊急通報ボタンで警備会社とつながり、昼間の不審者対策も追加した新たな警備の充実を図るとの答弁がありました。

健康保険課では、令和3年度介護保険特別会計の保険給付費、地域支援事業費、事務費等の確定に伴い、介護保険特別会計より一般会計へ返還するもの、高齢者等多世代交流拠点施設役務費の手数料は、高圧ケーブル電話線に倒れかかっている竹の伐採にかかる費用等の説明がありました。

質疑では、伐採費用の支出は敷地内だからなのかに対して、敷地内は当方が処理するものと答弁がありました。

まとめに入り、討論はなく、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務厚生常任委員会委員長報告を終わります。

○議長（緒方 直樹） 以上で、総務厚生常任委員長報告を終わります。

これから、1議案ごとに質疑を行います。

まず、議案第44号高鍋町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第45号高鍋町議会議員及び高鍋町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第46号高鍋町税条例等の一部改正について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第47号高鍋町監査委員条例の一部改正について、質疑を行います。質疑は

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第48号令和4年度高鍋町一般会計補正予算（第4号）中、関係部分について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、総務厚生常任委員長報告に対する質疑を終わります。

続いて、文教産業建設常任委員長の報告を求めます。委員長、古川誠議員。

○文教産業建設常任委員会委員長（古川 誠君） 令和4年第3回定例会におきまして、文教産業建設常任委員会に付託されました議案は、議案第48号令和4年度高鍋町一般会計補正予算（第4号）中の関係部分についてです。

審査は、9月16日、第1会議室において、委員1名欠席の6名出席、担当課長をはじめ職員、要点筆記事務局1名参加の下、行いました。また、9月20日10時より、舞鶴公園で出土しました瓦だまりなどの現地調査を行いました。

なお、説明資料を基に詳細説明を受け、委員より質疑が数多くありましたが、その一部を報告することを御了承ください。

それでは、審査の経過及び結果の報告を行います。

まず、上下水道課です。今回は、下水道事業特別会計繰越金確定による繰出金の調整と説明を受け、質疑を求めましたが、質疑はありませんでした。

次に、社会教育課です。遺構実測業務委託費は、高鍋城遊歩道改修工事の確認調査において、石垣や瓦等が出土し、詳細な記録を後世に残す必要があるため、資料を作成するもの、美術館修繕費は、空調機器の部品を交換するもの、文化振興費の旅費は、山形県米沢市で開催の三名君フォーラム、岐阜県恵那市で開催の嚶鳴フォーラム、広島県福山市で開催の藩校サミットへの参加に伴うものと説明、その他、スポーツセンター総合運動公園の修繕費等の説明を受け、質疑に入り、委員から、美術館内の湿度が保たれないことが分かった経緯はとの質疑に、今年4月の展示会準備の際に、全ての空調を稼働すると湿度が保たれないことが分かり、保守点検の際に原因が判明し、今回修繕を行う。また、現在は3台中1台の空調機で対応しているとの答弁でした。

次に、委員から、舞鶴公園で今回出土した石垣や瓦等は、いつの時代のもので一般公開はしないのかとの質疑に、掘削箇所が部分的なもので、江戸時代のどの時期にどんな目的で造られたかが現時点では明確ではなく、説明が不十分となるため、一般公開までは考えていない。今回は、詳細な時期や目的を特定するため、瓦を数点取り上げて調査していくとの答弁でした。

次に、教育総務課です。学校管理費の修繕費は、東小学校第1棟の空調機の膨張弁の交換、東中学校第2棟の空調機のファンモーター2台を交換するためのものです。これらの

工事は緊急を要するため、他の予算を流用し、既に修繕は終了しているため、今回の予算計上は、修繕予算の補填になります。その他、給食センターの燃料費の追加補正等の説明を受け、質疑に入り、委員から、東中の空調機のファンモーターを交換するとのことだが、いつぐらいに設置されたものなのかとの質疑に、かなり老朽化しており、保守点検業者も判断がつかなかったが、恐らく校舎が建設されたときに設置されたものだと思われるとの答弁でした。

次に、委員から、現在の燃料費高騰からの給食センターの追加補正だと思うが、この額で大丈夫なのかとの質疑には、今後の状況を注視しながら、必要であればその都度補正するとの答弁でした。

次に、農業政策課です。農業振興費、園芸産地における事業継続強化対策費補助金は、園芸産地における非常時の対応能力向上に向けたハウス強靱化事業に対して支援を行うもので、園芸施設の補強、防風施設、換気扇の導入を予定、県産農畜水産物学校給食提供推進事業については、県産牛肉の消費を拡大させるため、町内の小中学校の給食へ食材を無償提供するもの、稲作経営基盤強化対策事業補助金については、農業機械・機器の導入を支援するもので、4名が水稻、飼料用米作業に必要な機械・機器の導入に取り組む予定と説明、災害復旧費の大谷地区農業用排水路復旧工事は、過去の大雨で何度か修繕工事を実施していますが、再度被災したことから、昨年度、調査設計委託を行い、今回、のり肩部に集水柵を新設し、改修を行うもの、羽根田地区のり面復旧工事は地元からの要望案件で、のり面復旧及び素掘りの水利のしゅんせつを行うものです。また、農業企画費の負担金補助、新規就農者支援事業補助金1名、経営継承・発展等支援事業補助金2名、新規就農者育成総合対策事業費補助金1名分の詳細説明を受け、質疑に入り、委員から、県産牛肉を学校給食に338キログラム提供するとあるがとの質疑に、小学校で1人当たり1回40グラム、中学校は60グラム提供し、栄養教諭とも話し合い、メニューは牛丼やビーフシチュー、すき焼きなどを考えているとの答弁でした。

次に、建設管理課です。道路維持費は、樹木の伐採5路線、しゅんせつ工事7路線、地図原図作成業務委託は、現在の高鍋町図が平成11年に作成されたもので、高速道路の表記もありませんので、今回新たにA4版の5万分の1のデータを作成するものです。また、小丸河畔運動公園内のしゅんせつ工事は、公園の北側にある排水路に土砂が堆積しており、南側の水路まで排水しにくい状況となっているため、バキュームによるしゅんせつを考えているとのことでした。

説明を終了し、質疑に入り、委員から、今回、高鍋町全図作成の予算計上があるが、なぜ今なのかとの質疑に、現在の地図は非常に古く、県への事業計画や交付申請の際に支障を来していることから、データの作成を行うとの答弁でした。

最後に、地域政策課です。まず、創業支援事業補助金は、町内で創業または第2創業しようとする者に対し、店舗改装費等の必要経費の一部を助成するもので、今回10件分の予算を計上、キャッシュレスポイント還元委託事業は、電子決済の利用額に応じてポイン

トによる還元を実施し、還元率は、過去の実績を参考に試算中で、実施時期については12月を目途としております。

次に、観光コンテンツ専用サイト構築事業委託は、本町の観光資源等を紹介する専用ウェブサイトを構築するための業務委託、電子版プレミアム付商品券発行事業委託は、スマートフォンアプリを利用した電子版のプレミアム付商品券を発行するもので、宮崎県が発行しているプレミアム付電子食事券、ひなた認証お食事券をモデルケースとしているとの説明を受けました。

また、その他、地域おこし協力隊への業務委託の内容の説明を受け、質疑に入り、委員から、地域おこし協力隊の予算が当初予算にもあったと思うがとの質疑に、今回の予算計上は、当初予算の募集とは別の業務でこれから募集を行い、内容については、観光情報の発信などを委託する予定だとの答弁でした。

次に、委員から、前回は行ったキャッシュレスポイント還元事業の際、より多くの方に利用してもらうために、高齢者を対象にスマートフォンの利用方法の講習を行ったということだが実績はとの質疑には、20名の募集に対し、40名ほどの申込みがあり、講習回数を増やして対応したとの答弁でした。

以上、質疑は終了し、討論を求めましたが、討論はなく、賛成全員で可決すべきものと決しました。

これで、文教産業建設常任委員会に付託されました議案の報告を終わります。

○議長（緒方 直樹） 以上で、文教産業建設常任委員長報告を終わります。

これから質疑を行います。議案第48号令和4年度高鍋町一般会計補正予算（第4号）中、関係部分について質疑を行います。質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番、中村末子。嚶鳴フォーラム参加者選定はどのようにしていくのか、三名君フォーラムについてはどのような成果を期待しての参加となるのか。

総合運動公園の多目的のシャッターなど、経年劣化が見られますが、町内のスポーツ関係施設の経年劣化及び修繕の箇所については精査をしているのか、優先順位をつけての修繕となると考えているのか、どうだったでしょうか。

東西小中学校では空調機をはじめ様々な経年劣化による故障があるようですが、悪くなって予算をつけるのではなく、年次的に計画をして予算をつけ、夏休みなどの休みを利用した工事計画などは行ってきたのか。できれば一覧表が頂きたいなと思っているんですが、ちょっと頂いた部分もありますので、すみません。

稲作経営基盤強化に対する補助があるんですが、お米の値段が安くて、経営状況悪化が懸念されます。どのような補助要綱なのかお伺いしたいと思います。

農業費補助について、どのような成果を期待して補助しており、成果のための視察などは順次行ってきたのか。

農村整備事業に関して、災害復旧があるんですが、これを管理できる人材は確保できているのか、また管理しなくてもよい工法なのかお伺いしたいと思います。

里道について、境界線立会いで分かったとのことなんですが、なぜ分かったのか。現地については一ツ瀬の事業を行ったところのために、地籍図が曖昧であったことは理解し難いが、また地籍図が曖昧なところはどのくらい存在しているのかどうかお伺いします。

今回、町道の妨げになっている箇所についての樹木伐採などがあるようですが、そういう状況になるまで放置されていた理由及び山主などや所有者管理についての啓発はどうしてきたのかお伺いします。

人事異動に伴う給与変更は、ただ単に係が換わったということだけなのか、ちょっと報告ありましたか、していませんよね。ごめんなさい。

商工振興費については、先ほどスマートフォンの開催について20名、40名あって回数を増やしてしたということでしたので、ここはちょっと割愛したいと思います。

総括質疑でも行いましたが、先ほど説明でもありましたが、地域おこし協力隊について、これはどのようなことを期待しているのかということです。観光協会のように、花守山の草刈りなどで使うのであれば、シルバーかボランティアによる草刈りを月2回ぐらい企画するほうがよいと私は考えますが、着地点を十分に審査していただいたかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 文教産業建設常任委員長。

○文教産業建設常任委員会委員長（古川 誠君） お答えいたします。

まず囀鳴フォーラムの参加者選定についてですが、教育長及び社会教育課担当職員のほか、中学生が発表のため参加する予定です。中学生の選考に関しましては、東西中学校から男女各1名、合計4名を推薦していただきました。なお、両校とも生徒会長及び副会長です。

次に、三名君フォーラムの成果についてですが、6回目となる本フォーラムは、高鍋、朝倉、米沢の順でリレー開催しているもので、姉妹都市の方々と交流を深める機会となるほか、本町がシビックプライド醸成のため取り組んでおります歴史シンポジウムなど、先人教育にも通じるフォーラムとなっておりますので、参加することで、これからの歴史と伝統を生かしたまちづくりを考える上でもプラスになると期待しているとのことでした。

また、町内のスポーツ関係施設の経年劣化、修繕箇所については、町内のスポーツ関係施設の経年劣化及び修繕の箇所については把握をしており、防災面で拠点的役割を果たす施設や危険性の伴うものについて優先的に修繕を行っております。

次に、小中学校の空調機等の工事計画についてですが、経年劣化による修繕は、年々増加傾向であり、特に休みの長い夏休み期間に修繕を集中して行っております。学校施設の老朽化対策は、教育総務課としても最重要課題と位置づけておりますが、学校施設工事は多くの予算がかかりますので、令和4年に小学校、令和5年に中学校の施設改修の基本計画を策定し、空調機改修、施設の長寿命化を柱に、中村議員にも配付をしたと思いますが、別添の計画に沿って予算確保を行いながら工事を行っていく予定としているとのことでした。

次に、稲作経営基盤強化対策事業補助金の補助要綱についてですが、水稻の経営面積の増加や作業受託に取り組む農家に対し、水稻の基幹作業に必要な農業機械・機器の導入を支援するもので、対象は今後米づくりの規模拡大を考えている農業者、人・農地プランの中心経営体に位置づけられている、または見込まれる、現在の水稻経営面積及び受託面積の合計が1ヘクタール以上であるとの説明でした。

次に、農業費補助に対して、期待する成果と視察についてですが、農業者の高齢化や人材不足のため問題を解決し、農業の持続的な発展を期待して補助するもので、成果のための視察については、新規就農者に対しては、農林業振興局、普及センター、JAとともに定期的な現地視察を行い、経営状況等の確認を行っております。

また、農村整備事業の災害復旧工事の管理につきましては、現在、技師は1名のみで、今回のような小規模な災害復旧工事であれば、1人でも管理は可能ですが、年に何度も台風が直撃するなど災害が多発するようであれば、人員的にはかなり厳しい状況です。また、どんな工事においても設計を行う以上、設計図書どおりに施工されているか確認を行わなければならないため、管理が不要な工法についてはありませんということでした。

次に、里道の現状と地図に相違があった件についてですが、今回は一ツ瀬の事業とは関係のない場所で、地図修正については、地権者が分筆を行うために測量を行い、里道の境界立会いを行った案件で、明らかに現地と復元の位置がずれていた箇所です。

地籍図が曖昧な場所については、国土調査が完了した区域において、相当な箇所があると予想はされますが、数については把握できていないとのことでした。

次に、樹木伐採についてですが、町道の草の伐採については定期的に行っておりますが、樹木の伐採については、地権者の承諾が必要であり、また、高所作業車等による作業となりますので、地区の要望や現場の状況によって対応しているところです。

啓発については、以前、垣根の剪定のお願い文書を出したことがありますが、今後は山道も含めた町道全てに関する内容として啓発をしていきたいとのことでした。

また、人事異動に伴う給与変更については、人件費については、前年度の人員で予算を計上しておりますので、人事異動により、年齢や扶養の状況、通勤や住宅の手当等条件が変わりますので、そのことによる変更です。

最後に、地域おこし協力隊についてですが、今回募集します協力隊員の方は、町の観光振興に資するようなイベント等の企画のほか、移住の相談、案内も担っていただきたいと思っております。また、観光協会の業務を行うことはなく、今回は直接雇用ではなく、業務委託で募集することで幅広い人材が募集できると思っているとのことでした。

以上です。

○議長（緒方 直樹） ほかに質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 1点だけちょっと確認だけさせていただきたいと思います。

町道の妨げになっている樹木です。今回、台風でやはり電線の多くが悪くなったり外れたりとかしたのが、どうも樹木の伐採がやっぱりきちんとできてない、枯れていたりとか

した箇所がもうかなり多かったです、見て回ったら。根っこから腐っているものも当然ありましたし、脇地区に通るところなんかフェンスも駄目になっていましたし、やはりそういうことからすると、常日頃からやっぱり管理を、その山の管理をその山の持ち主に対して促していくというところを、どういうふうにしてきているのかなというのが、私も、今の答弁ではちょっと分かりづらいところがあったんです。だから、やはり常日頃に山の所有者なり、いろんな竹とか管理されていない道路というのが道を今度ふさいできましたので、ボランティアでかなりやっていただいたところ、そして、すぐ業者をお願いをして道を確保していただいたところたくさんあるんですけども、これは、今回は被害があんまりなかったからよかったようなものの、これがやっぱり被害が甚大になってくると、もう少しの業者では間に合わない状況というのが出てくると思うんです。だから、常日頃から地主の方とやはりきちんと伐採について、町がお手伝いできるのであれば、やっぱり町がお手伝いしていくというような感じでの話合いというのはどこまでやってこられたのかなというのがちょっと気になったんですが、そのところ話合いの中で出てきたかどうか、そのところ、出てきてなければしょうがないと思うんですが、もし出てきていけば、やっぱり樹木というのは、今、持ち主がはっきりしてないところも結構たくさんあると思いますので、どういうふうにとずっと所有者をはじめ、調べをどういうふうにしてこられたのかなとちょっと気になる場所なんです、どうでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 文教産業建設常任委員長。

○文教産業建設常任委員会委員長（古川 誠君） この委員会審査のほうで台風が来る前でしたので、その災害に対しての質疑等はありませんでしたが、今回の質疑をした際に、やはり今度からより周知をしていくということと、予算には限りがありますので、また優先順位を決めてやっていくという説明を受けました。

○議長（緒方 直樹） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで質疑を終わります。

以上で、各常任委員長報告に対する質疑を全て終わります。

これから、1議案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第44号高鍋町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第44号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方 直樹） 起立全員と認めます。したがって、議案第44号高鍋町職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第45号高鍋町議会議員及び高鍋町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第45号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方 直樹） 起立全員と認めます。したがって、議案第45号高鍋町議会議員及び高鍋町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第46号高鍋町税条例等の一部改正について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第46号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方 直樹） 起立全員と認めます。したがって、議案第46号高鍋町税条例等の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第47号高鍋町監査委員条例の一部改正について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番、中村末子。議案第47号高鍋町監査委員条例の一部改正について、賛成の立場で討論をいたします。

委員会の説明の中で、学校などの備品監査などについては、生徒のいないときにやっていただきたいとの要望があったようです。本来、いつでも監査できることが望ましいと考えますし、高鍋町は監査請求が多くあり、監査委員の在り方にも注目が出ています。確か

に拘束される時間は少ないのかもしれませんが、監査という立場は、ただ資金管理及び備品などの調査だけが目的ではありません。高鍋町運営が目的や法令に沿った運営がなされているのかを見るのが一番大切だとの認識を持っています。それから考えると、代表監査の報酬は低いと言わざるを得ません。いつでもできる監査となることを考え、賛成いたします。

○議長（緒方 直樹） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで討論を終わります。

これから、議案第47号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方 直樹） 起立全員と認めます。したがって、議案第47号高鍋町監査委員条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第48号令和4年度高鍋町一般会計補正予算（第4号）について、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番、中村末子。議案第48号令和4年度高鍋町一般会計補正予算（第4号）について、反対の立場で討論を行います。

討論内容を述べる前に、台風14号に対して職員は徹夜で対応に当たり、風が収まり次第には被害調査などをしっかりとさせていただいたことに、町民に代わりお礼を申し上げたいと思います。日本共産党では、宮崎の被害実態調査をすべく、早速衆議院議員の田村貴昭氏が、国富町から延岡までの一帯を調査していただきました。高鍋町での調査の際には、町長をはじめ、農業政策課の職員は、朝に連絡があったにもかかわらず、資料作成、現地調査案内など対応していただいたことにお礼を申し上げます。また、町民生活課の皆さんは、台風被害でごみなどについて素早く対応していただいたことに感謝を申し上げたいと思います。

反対の理由は、財政運営についてあまりにもしっかりした根拠がなさ過ぎるというのが一番の理由です。財政経営課は高鍋町の財政運営の要です。わかば保育園の業者への警備管理委託についても、社会教育課の出している嚶鳴フォーラム予算についても、根拠、いわゆる目標や目的が曖昧です。高鍋町の財政運営には、住民から頂いている税などで運営されています。したがって、お金を使う目的根拠は曖昧なものはいけないと考えます。このお金をこう使えばこんな成果が得られる、これが大切です。

私は、4人の町長を経験しました。そのたびに国や県の意向を主にした、また企業との関連で工事など予算が多く出されてきました。その多くが、点での整備となり、線でつながれていないというのが特徴です。

32年間、私が議員生活で主張してきたのは、住民こそ主人公です。また、町政は継続

です。前の町長たちが取り組んできたことは何なのかをしっかりと把握すべきであると私は考えます。

私たちが議会で行政調査に出かけた市に、子育てに対する政策を実現するためにその市長は何年も財政調整基金をためて実現に踏み出されたそうです。その資料は、黒木町長にもお渡しをしたところでございます。子ども医療費、中学校までの無料化は実現しました。

そのことで理解していただいたのもつかの間でした。企業誘致による補助金、固定資産税免除、それは町内業者へも適用されるという、まるで条例の穴を突いたとしか思えない状況を生み出しました。おまけに財政調整基金はこれだけあればいいという、何とかの法則を述べながら財政を弱体させてきた理由は、目的、継続性のない財政運用にあると考えます。

今こそ立ち止まり、財政の在り方そのものを、町長も議会もしっかりと後年度、いわゆるこれからの時代を引き継いでくれる人たちに、持続可能な高鍋町をつくるためにも、この補正予算には反対すべきだと考えました。

しかし、デマンド交通の運行実証実験が始まります。町民からは期待されています。誰でも使いやすく安心できる計画となるように期待しています。

キャッシュレスポイントなどについても、若い人だけでなく町民の方がいいねを言ってくれる運用を期待しています。

児童クラブの運営についても、応援できる予算には賛成できますが、財政問題は基本の基なのだということを申し上げて、反対の討論といたします。

○議長（緒方 直樹） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで討論を終わります。

これから、議案第48号を起立によって採決します。本案に対する各委員長の報告は可決です。本案は、各委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方 直樹） 起立多数と認めます。したがって、議案第48号令和4年度高鍋町一般会計補正予算（第4号）については、各委員長報告のとおり可決されました。

日程第16．議案第49号

日程第17．議案第50号

日程第18．議案第51号

日程第19．議案第52号

○議長（緒方 直樹） 日程第16、議案第49号令和4年度高鍋町国民健康保険特別会計

補正予算（第2号）についてから、日程第19、議案第52号令和4年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）まで、以上4件を議題といたします。

本4件は、一般会計決算審査及び特別会計等決算審査並びに特別会計予算審査特別委員会に付託されておりましたので、特別委員会委員長の議案審査結果報告を求めます。委員長、後藤正弘議員。

○一般会計決算審査及び特別会計等決算審査並びに特別会計予算審査特別委員会委員長（後藤 正弘君） 令和4年第3回高鍋町議会定例会において、一般会計及び特別会計等決算審査並びに特別会計予算審査特別委員会に付託されました議案は、議案第49号から議案第52号の4件であります。一般会計及び特別会計等決算並びに特別会計予算審査特別委員会における審査の経過及び結果について御報告いたします。

審査の日程は9月8日から15日、7日間、審査は第1会議室にて行い、議長を除く13名の委員出席の下、執行当局に關係課長、各担当職員の出席を求め、本案に対する詳細説明を求め、慎重審議を行いました。なお、成果報告書及び説明資料等で詳細を説明を受け、委員より、質疑は数多くありましたが、その一部を報告することとし、その旨御了承、御理解お願いいたします。

議案第49号令和4年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ49万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を26億4,399万7,000円とするもので、補正の主なものとしては、歳出は、職員の人事異動に伴う人件費の増額、国民健康保険税の均等割軽減措置に伴うシステム改修のための委託料の増額、歳入は、県支出金の特別調整交付金及び職員の人事異動に伴う人件費等に対する一般会計繰入金の増額との説明を受け、質疑に入り、質疑なし、討論なし、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第50号令和4年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ12万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億4,164万8,000円とするもので、補正の内容としては、歳出では、期末手当の減等に伴う人件費の減額、歳入では、令和3年度決算に伴う繰越金の増額及び財源調整のための一般会計繰入金の減額との説明を受け、質疑に入り、質疑なし、討論なし、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第51号令和4年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額の変更はなく、令和3年度事業費の確定に伴い、歳入の費目間の財政調整するものとの説明を受け、質疑に入り、質疑なし、討論なし、賛成全員で可決すべきものと決しました。

最後に、議案第52号令和4年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

であります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ9,606万4,000円を追加し、歳入歳出予算額をそれぞれ20億4,921万1,000円とするもので、補正の主なものは、歳出は、令和3年度事業費確定に伴う支払基金返還金、国庫支出金等返還金、一般会計繰出金及び介護給付費準備基金積立金の増額、職員人事異動に伴う人件費の調整、歳入は、令和3年度決算に伴う繰越金の増額、職員の人事異動に伴う人件費等に対する一般会計繰入金、受託事業収入の減額との説明を受け、質疑に入り、質疑なし、討論なし、賛成全員で可決すべきものと決しました。

以上で、一般会計及び特別会計等決算並びに特別会計予算審査特別委員会に付託されました議案第49号から議案第52号までの4件について御報告いたします。

○議長（緒方 直樹） 以上で、委員長報告を終わります。

質疑については、議長除く全議員構成の特別委員会でありますので省略いたします。

これから討論を行います。まず、議案第49号令和4年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第49号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方 直樹） 起立全員と認めます。したがって、議案第49号令和4年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第50号令和4年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第50号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方 直樹） 起立全員と認めます。したがって、議案第50号令和4年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第51号令和4年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第51号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方 直樹） 起立全員と認めます。したがって、議案第51号令和4年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第52号令和4年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第52号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方 直樹） 起立全員と認めます。したがって、議案第52号令和4年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第20. 議員派遣の件

○議長（緒方 直樹） 日程第20、議員派遣の件を議題といたします。

本件につきましては、高鍋町議会会議規則第127条の規定により、お手元に配付しました議員派遣のとおり決定したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 異議なしと認めます。したがって、お手元に配付しました議員派遣のとおり決定いたしました。

日程第21. 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について

○議長（緒方 直樹） 日程第21、閉会中における議会広報編集特別委員会活動について

を議題といたします。

本件につきましては、閉会中における諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における議会広報編集特別委員会の諸活動を認めることに決定いたしました。

日程第 2 2. 閉会中における議会運営委員会活動について

○議長（緒方 直樹） 日程第 2 2、閉会中における議会運営委員会活動についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中における諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 異議なしと認めます。閉会中における議会運営委員会諸活動を認めることに決定いたしました。

日程第 2 3. 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

○議長（緒方 直樹） 日程第 2 3、閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中における各委員会、協議会等の諸活動並びに陳情等を認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施を認めることに決定いたしました。

○議長（緒方 直樹） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。これで会議を閉じます。

これで、令和 4 年第 3 回高鍋町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後 2 時 25 分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員